

岡山市新庁舎周辺施設整備事業
実施方針 新旧対照表

No.	頁	章	節	該当箇所	修正前	修正後
1	-	-	-	【用語の定義】	シ 設計業務 セに定義する旧本庁舎の解体修正設計、2 期工事の基本設計及び実施設計を行うことをいう。（設計に必要な調査を含む）	シ 設計業務 セに定義する旧本庁舎の解体修正設計業務、周辺施設の建設工事・周辺道路の整備工事 2 期工事の基本設計及び実施設計を行うことをいう。（設計に必要な調査を含む）
2	-	-	-	【用語の定義】	ス 建築設計業務 設計業務のうち、セに定義する旧本庁舎の解体修正設計及び周辺施設建設工事の設計を行うことをいう。	ス 建築設計業務 設計業務のうち、セに定義する旧本庁舎の解体修正設計業務及び庁舎前広場及び広場内建物周辺施設の建設工事の設計を行うことをいう。
3	-	-	-	【用語の定義】	セ 旧本庁舎の解体修正設計 令和 3 年度「岡山市本庁舎解体撤去の建築設計業務委託」の成果について、本事業の計画に伴い、成果の精査及び修正設計を行うことをいう。	セ 旧本庁舎の解体修正設計業務 令和 3 年度「岡山市本庁舎解体撤去の建築設計業務委託」の成果について、本事業の計画に伴い、成果の精査及び修正設計を行うことをいう。
4	1	第 1	1	(7) 本事業の契約形態	(7) 本事業の契約形態 ア 市と落札者は、落札者決定後速やかに、本事業に係る仮契約を締結する。 イ 市と事業者は、本市議会議決後に、本事業に係る建設工事（設計・施工）請負契約を締結する。	(7) 本事業の契約形態 ア 市と落札者は、落札者決定後速やかに、本事業に係る仮契約を締結する。 イ 市と事業者は、本市議会議決後に、本事業に係る建設工事（ 設計・施工 ）請負契約を締結する。

岡山市新庁舎周辺施設整備事業

実施方針 新旧対照表

5	2	第 1	1	(8) 事業の内容 イ 施設概要	<table><tr><th rowspan="3">項目</th><th colspan="2">新庁舎整備</th><th colspan="2">周辺施設整備</th></tr><tr><th>新庁舎</th><th>旧本庁舎 (解体)</th><th>庁舎前広場 広場内建物</th><th>大供公園</th></tr><tr><th>(参考) 1期工事</th><th>2期工事</th><th colspan="2">2期工事</th></tr><tr><td>敷地面積</td><td>約 7,656 m²</td><td>約 10,859.12 m²</td><td>約 6,304 m²</td><td>約 4,331 m²</td></tr><tr><td>指定容積率</td><td>500%/400% (加重平均 443%)</td><td>600%/500%</td><td>500%/400% (加重平均 443%)</td><td>600%/500%</td></tr><tr><td>用途地域</td><td>商業地域</td><td>商業地域</td><td colspan="2">商業地域</td></tr><tr><td>防火地域</td><td>防火地域 (6,032 m²) / 準防火地域 (7,928 m²)</td><td>防火地域/準防火地域</td><td>防火地域 (6,032 m²) / 準防火地域 (7,928 m²)</td><td>防火地域</td></tr><tr><td>指定 建ぺい率</td><td>80%⇒90% (角地：10%緩和)</td><td>80%⇒90% (角地：10%緩和)</td><td>80%⇒90% (角地：10%緩和)</td><td>80% 岡山市公園条例第 2条の4より、「原 則、建築物の面積 総計は100分の4 以下（例外規定有 ：施行規則第1条の 2において特例が 認められる場合）」 とすること。</td></tr><tr><td>用途</td><td>庁舎</td><td>庁舎</td><td>地下2階、地下1階、 1階：駐車場 (300台程度) 屋外、中2階： 庁舎前広場</td><td>公園</td></tr><tr><td>構造/階数</td><td>鉄骨造（一部、鉄骨鉄 筋コンクリート造及び 鉄筋コンクリート造） 中間免震+制振構造地 上17階（中2階を含 む）地下2階</td><td>（高層部）鉄骨鉄筋コ ンクリート造 地下2 階、地上9階建 （低層部）鉄筋コンク リート造地下1階、地上3 階</td><td>鉄筋コンクリート造 (予定) 地上2階 (中2階を含む) 地下2階</td><td>－</td></tr><tr><td>延床面積</td><td>56,318 m²</td><td>27,747 m²</td><td>13,767.47 m² (入札公告時において示 す施設計画の面積)</td><td>－</td></tr><tr><td>建設年月</td><td>令和8年5月末予定</td><td>昭和43年6月</td><td colspan="2">令和13年度末予定</td></tr></table>	項目	新庁舎整備		周辺施設整備		新庁舎	旧本庁舎 (解体)	庁舎前広場 広場内建物	大供公園	(参考) 1期工事	2期工事	2期工事		敷地面積	約 7,656 m ²	約 10,859.12 m ²	約 6,304 m ²	約 4,331 m ²	指定容積率	500%/400% (加重平均 443%)	600%/500%	500%/400% (加重平均 443%)	600%/500%	用途地域	商業地域	商業地域	商業地域		防火地域	防火地域 (6,032 m ²) / 準防火地域 (7,928 m ²)	防火地域/準防火地域	防火地域 (6,032 m ²) / 準防火地域 (7,928 m ²)	防火地域	指定 建ぺい率	80%⇒90% (角地：10%緩和)	80%⇒90% (角地：10%緩和)	80%⇒90% (角地：10%緩和)	80% 岡山市公園条例第 2条の4より、「原 則、建築物の面積 総計は100分の4 以下（例外規定有 ：施行規則第1条の 2において特例が 認められる場合）」 とすること。	用途	庁舎	庁舎	地下2階、地下1階、 1階：駐車場 (300台程度) 屋外、中2階： 庁舎前広場	公園	構造/階数	鉄骨造（一部、鉄骨鉄 筋コンクリート造及び 鉄筋コンクリート造） 中間免震+制振構造地 上17階（中2階を含 む）地下2階	（高層部）鉄骨鉄筋コ ンクリート造 地下2 階、地上9階建 （低層部）鉄筋コンク リート造地下1階、地上3 階	鉄筋コンクリート造 (予定) 地上2階 (中2階を含む) 地下2階	－	延床面積	56,318 m ²	27,747 m ²	13,767.47 m ² (入札公告時において示 す施設計画の面積)	－	建設年月	令和8年5月末予定	昭和43年6月	令和13年度末予定		<table><tr><th rowspan="3">項目</th><th colspan="2">新庁舎整備</th><th colspan="2">周辺施設整備</th></tr><tr><th>新庁舎</th><th>旧本庁舎 (解体)</th><th>庁舎前広場 広場内建物</th><th>大供公園</th></tr><tr><th>(参考) 1期工事</th><th>2期工事</th><th colspan="2">2期工事</th></tr><tr><td>敷地面積</td><td>約 13,960 m² (新庁舎部分は 約 7,656 m²)</td><td>約 10,859.12 m²</td><td>約 13,960 m² (庁舎前広場・ 広場内建物部分は 約 6,304 m²)</td><td>約 4,331 m²</td></tr><tr><td>指定容積率</td><td>500%/400% (加重平均 443%)</td><td>600%/500%</td><td>500%/400% (加重平均 443%)</td><td>600%/500%</td></tr><tr><td>用途地域</td><td>商業地域</td><td>商業地域</td><td colspan="2">商業地域</td></tr><tr><td>防火地域</td><td>防火地域 (6,032 m²) / 準防火地域 (7,928 m²)</td><td>防火地域/準防火地域</td><td>防火地域 (6,032 m²) / 準防火地域 (7,928 m²)</td><td>防火地域</td></tr><tr><td>指定 建ぺい率</td><td>80%⇒90% (角地：10%緩和)</td><td>80%⇒90% (角地：10%緩和)</td><td>80%⇒90% (角地：10%緩和)</td><td>80% 岡山市公園条例第 2条の4より、「原 則、建築物の面積 総計は100分の4 以下（例外規定有 ：施行規則第1条の 2において特例が 認められる場合）」 とすること。</td></tr><tr><td>用途</td><td>庁舎</td><td>庁舎</td><td>地下2階、地下1階、 1階：駐車場 (300台程度) 屋外、中2階： 庁舎前広場</td><td>公園</td></tr><tr><td>構造/階数</td><td>鉄骨造（一部、鉄骨鉄 筋コンクリート造及び 鉄筋コンクリート造） 中間免震+制振構造地 上17階（中2階を含 む）地下2階</td><td>（高層部）鉄骨鉄筋コ ンクリート造 地下2 階、地上9階建 （低層部）鉄筋コンク リート造地下1階、地上3 階</td><td>鉄筋コンクリート造 (予定) 地上2階 (中2階を含む) 地下2階</td><td>－</td></tr><tr><td>延床面積</td><td>56,318 m²</td><td>27,747 m²</td><td>13,767.47 m² (入札公告時において示 す施設計画の面積)</td><td>－</td></tr><tr><td>建設年月</td><td>令和8年5月末予定</td><td>昭和43年6月</td><td colspan="2">令和13年度末予定</td></tr></table>	項目	新庁舎整備		周辺施設整備		新庁舎	旧本庁舎 (解体)	庁舎前広場 広場内建物	大供公園	(参考) 1期工事	2期工事	2期工事		敷地面積	約 13,960 m ² (新庁舎部分は 約 7,656 m ²)	約 10,859.12 m ²	約 13,960 m ² (庁舎前広場・ 広場内建物部分は 約 6,304 m ²)	約 4,331 m ²	指定容積率	500%/400% (加重平均 443%)	600%/500%	500%/400% (加重平均 443%)	600%/500%	用途地域	商業地域	商業地域	商業地域		防火地域	防火地域 (6,032 m ²) / 準防火地域 (7,928 m ²)	防火地域/準防火地域	防火地域 (6,032 m ²) / 準防火地域 (7,928 m ²)	防火地域	指定 建ぺい率	80%⇒90% (角地：10%緩和)	80%⇒90% (角地：10%緩和)	80%⇒90% (角地：10%緩和)	80% 岡山市公園条例第 2条の4より、「原 則、建築物の面積 総計は100分の4 以下（例外規定有 ：施行規則第1条の 2において特例が 認められる場合）」 とすること。	用途	庁舎	庁舎	地下2階、地下1階、 1階：駐車場 (300台程度) 屋外、中2階： 庁舎前広場	公園	構造/階数	鉄骨造（一部、鉄骨鉄 筋コンクリート造及び 鉄筋コンクリート造） 中間免震+制振構造地 上17階（中2階を含 む）地下2階	（高層部）鉄骨鉄筋コ ンクリート造 地下2 階、地上9階建 （低層部）鉄筋コンク リート造地下1階、地上3 階	鉄筋コンクリート造 (予定) 地上2階 (中2階を含む) 地下2階	－	延床面積	56,318 m ²	27,747 m ²	13,767.47 m ² (入札公告時において示 す施設計画の面積)	－	建設年月	令和8年5月末予定	昭和43年6月	令和13年度末予定	
項目	新庁舎整備		周辺施設整備																																																																																																																							
	新庁舎	旧本庁舎 (解体)	庁舎前広場 広場内建物	大供公園																																																																																																																						
	(参考) 1期工事	2期工事	2期工事																																																																																																																							
敷地面積	約 7,656 m ²	約 10,859.12 m ²	約 6,304 m ²	約 4,331 m ²																																																																																																																						
指定容積率	500%/400% (加重平均 443%)	600%/500%	500%/400% (加重平均 443%)	600%/500%																																																																																																																						
用途地域	商業地域	商業地域	商業地域																																																																																																																							
防火地域	防火地域 (6,032 m ²) / 準防火地域 (7,928 m ²)	防火地域/準防火地域	防火地域 (6,032 m ²) / 準防火地域 (7,928 m ²)	防火地域																																																																																																																						
指定 建ぺい率	80%⇒90% (角地：10%緩和)	80%⇒90% (角地：10%緩和)	80%⇒90% (角地：10%緩和)	80% 岡山市公園条例第 2条の4より、「原 則、建築物の面積 総計は100分の4 以下（例外規定有 ：施行規則第1条の 2において特例が 認められる場合）」 とすること。																																																																																																																						
用途	庁舎	庁舎	地下2階、地下1階、 1階：駐車場 (300台程度) 屋外、中2階： 庁舎前広場	公園																																																																																																																						
構造/階数	鉄骨造（一部、鉄骨鉄 筋コンクリート造及び 鉄筋コンクリート造） 中間免震+制振構造地 上17階（中2階を含 む）地下2階	（高層部）鉄骨鉄筋コ ンクリート造 地下2 階、地上9階建 （低層部）鉄筋コンク リート造地下1階、地上3 階	鉄筋コンクリート造 (予定) 地上2階 (中2階を含む) 地下2階	－																																																																																																																						
延床面積	56,318 m ²	27,747 m ²	13,767.47 m ² (入札公告時において示 す施設計画の面積)	－																																																																																																																						
建設年月	令和8年5月末予定	昭和43年6月	令和13年度末予定																																																																																																																							
項目	新庁舎整備		周辺施設整備																																																																																																																							
	新庁舎	旧本庁舎 (解体)	庁舎前広場 広場内建物	大供公園																																																																																																																						
	(参考) 1期工事	2期工事	2期工事																																																																																																																							
敷地面積	約 13,960 m ² (新庁舎部分は 約 7,656 m ²)	約 10,859.12 m ²	約 13,960 m ² (庁舎前広場・ 広場内建物部分は 約 6,304 m ²)	約 4,331 m ²																																																																																																																						
指定容積率	500%/400% (加重平均 443%)	600%/500%	500%/400% (加重平均 443%)	600%/500%																																																																																																																						
用途地域	商業地域	商業地域	商業地域																																																																																																																							
防火地域	防火地域 (6,032 m ²) / 準防火地域 (7,928 m ²)	防火地域/準防火地域	防火地域 (6,032 m ²) / 準防火地域 (7,928 m ²)	防火地域																																																																																																																						
指定 建ぺい率	80%⇒90% (角地：10%緩和)	80%⇒90% (角地：10%緩和)	80%⇒90% (角地：10%緩和)	80% 岡山市公園条例第 2条の4より、「原 則、建築物の面積 総計は100分の4 以下（例外規定有 ：施行規則第1条の 2において特例が 認められる場合）」 とすること。																																																																																																																						
用途	庁舎	庁舎	地下2階、地下1階、 1階：駐車場 (300台程度) 屋外、中2階： 庁舎前広場	公園																																																																																																																						
構造/階数	鉄骨造（一部、鉄骨鉄 筋コンクリート造及び 鉄筋コンクリート造） 中間免震+制振構造地 上17階（中2階を含 む）地下2階	（高層部）鉄骨鉄筋コ ンクリート造 地下2 階、地上9階建 （低層部）鉄筋コンク リート造地下1階、地上3 階	鉄筋コンクリート造 (予定) 地上2階 (中2階を含む) 地下2階	－																																																																																																																						
延床面積	56,318 m ²	27,747 m ²	13,767.47 m ² (入札公告時において示 す施設計画の面積)	－																																																																																																																						
建設年月	令和8年5月末予定	昭和43年6月	令和13年度末予定																																																																																																																							
6	3	第 1	1	(8) 事業の内容	エ 事業期間 契約日から令和 14 年 3 月 31 日まで																																																																																																																					
7	3	第 1	1	(8) 事業の内容	オ 実施内容及び実施期間エ事業期間及び事業ス ケジュール (予定)																																																																																																																					

岡山市新庁舎周辺施設整備事業
実施方針 新旧対照表

8	3	第 1	1	(8) 事業の内容	オ 業務内容 事業者は、市と締結する建設工事（設計・施工）請負契約に基づき以下の業務内容を行う。下記業務には事業の履行に必要な許認可の取得や補助金申請の資料作成等を含むものとする。 ・ 設計業務 ・ 建設業務 ・ 工事監理業務	カオ 業務内容 事業者は、市と締結する建設工事（設計・施工）請負契約に基づき以下の業務内容を行う。下記業務には事業の履行に必要な許認可の取得や補助金申請の資料作成等を含むものとする。 ・ 設計業務 ・ 建設業務 ・ 工事監理業務 ・ その他（補助金申請の資料作成等）																																																																				
9	3	第 1	1	(8) 事業の内容	カ 事業者の収入 事業者の収入は、本事業に係る建設工事（設計・施工）請負契約に基づき、事業者の行う業務の対価として市が事業者に対し支払う。	キカ 事業者の収入 事業者の収入は、本事業に係る建設工事（設計・施工）請負契約に基づき、事業者の行う業務の対価として市が事業者に対し支払う。																																																																				
10	5	第 2	2	(1) 事業者の募集・選定スケジュール（予定）	<table><thead><tr><th>時期</th><th>内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>令和 7 年 7 月 18 日(金)</td><td>実施方針の公表</td></tr><tr><td>令和 7 年 7 月 31 日(木)</td><td>実施方針に関する質問意見書の受付期限</td></tr><tr><td>令和 7 年 8 月 15 日(金)</td><td>実施方針に関する質問意見に対する回答書の公表</td></tr><tr><td>令和 7 年 9 月下旬</td><td>入札公告</td></tr><tr><td>令和 7 年 10 月中旬</td><td>入札説明書等に関する質問書の受付期限</td></tr><tr><td>令和 7 年 11 月上旬</td><td>入札説明書等に関する質問回答書の公表</td></tr><tr><td>令和 7 年 11 月下旬</td><td>入札参加表明書の受付期限</td></tr><tr><td>令和 7 年 12 月上旬</td><td>入札参加表明書の確認結果の通知</td></tr><tr><td>令和 8 年 3 月上旬</td><td>技術提案書の受付</td></tr><tr><td>令和 8 年 4 月中旬</td><td>技術対話</td></tr><tr><td>令和 8 年 5 月下旬</td><td>改善技術提案書の受付</td></tr><tr><td>令和 8 年 7 月上旬</td><td>落札候補者の選定</td></tr><tr><td>令和 8 年 7 月上旬</td><td>一般競争入札参加資格確認申請書の受付</td></tr><tr><td>令和 8 年 7 月中旬</td><td>落札者の決定・公表</td></tr><tr><td>令和 8 年 7 月下旬</td><td>建設工事（設計・施工）請負契約（仮契約）の締結</td></tr><tr><td>令和 8 年 10 月</td><td>建設工事（設計・施工）請負契約（本契約）の締結</td></tr></tbody></table>	時期	内容	令和 7 年 7 月 18 日(金)	実施方針の公表	令和 7 年 7 月 31 日(木)	実施方針に関する質問意見書の受付期限	令和 7 年 8 月 15 日(金)	実施方針に関する質問意見に対する回答書の公表	令和 7 年 9 月下旬	入札公告	令和 7 年 10 月中旬	入札説明書等に関する質問書の受付期限	令和 7 年 11 月上旬	入札説明書等に関する質問回答書の公表	令和 7 年 11 月下旬	入札参加表明書の受付期限	令和 7 年 12 月上旬	入札参加表明書の確認結果の通知	令和 8 年 3 月上旬	技術提案書の受付	令和 8 年 4 月中旬	技術対話	令和 8 年 5 月下旬	改善技術提案書の受付	令和 8 年 7 月上旬	落札候補者の選定	令和 8 年 7 月上旬	一般競争入札参加資格確認申請書の受付	令和 8 年 7 月中旬	落札者の決定・公表	令和 8 年 7 月下旬	建設工事（設計・施工）請負契約（仮契約）の締結	令和 8 年 10 月	建設工事（設計・施工）請負契約（本契約）の締結	<table><thead><tr><th>時期</th><th>内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>令和 7 年 7 月 18 日(金)</td><td>実施方針の公表</td></tr><tr><td>令和 7 年 7 月 31 日(木)</td><td>実施方針に関する質問意見書の受付期限</td></tr><tr><td>令和 7 年 8 月 15 日(金)</td><td>実施方針に関する質問意見に対する回答書の公表</td></tr><tr><td>令和 7 年 10 月 20 日(月)</td><td>入札公告</td></tr><tr><td>令和 7 年 11 月上旬</td><td>入札説明書等に関する質問書の受付期限</td></tr><tr><td>令和 7 年 11 月中旬</td><td>入札説明書等に関する質問回答書の公表</td></tr><tr><td>令和 7 年 12 月上旬</td><td>入札参加表明書の受付期限</td></tr><tr><td>令和 7 年 12 月下旬</td><td>入札参加表明書の確認結果の通知</td></tr><tr><td>令和 8 年 3 月中旬</td><td>技術提案書の受付</td></tr><tr><td>令和 8 年 4 月中旬</td><td>技術対話</td></tr><tr><td>令和 8 年 5 月下旬</td><td>改善技術提案書の受付</td></tr><tr><td>令和 8 年 7 月上旬</td><td>落札候補者の選定</td></tr><tr><td>令和 8 年 7 月上旬</td><td>一般競争入札参加資格確認申請書の受付</td></tr><tr><td>令和 8 年 7 月中旬</td><td>落札者の決定・公表</td></tr><tr><td>令和 8 年 7 月下旬</td><td>建設工事（設計・施工）請負契約（仮契約）の締結</td></tr><tr><td>令和 8 年 9 月</td><td>建設工事（設計・施工）請負契約（本契約）の締結</td></tr></tbody></table>	時期	内容	令和 7 年 7 月 18 日(金)	実施方針の公表	令和 7 年 7 月 31 日(木)	実施方針に関する質問意見書の受付期限	令和 7 年 8 月 15 日(金)	実施方針に関する質問意見に対する回答書の公表	令和 7 年 10 月 20 日(月)	入札公告	令和 7 年 11 月上旬	入札説明書等に関する質問書の受付期限	令和 7 年 11 月中旬	入札説明書等に関する質問回答書の公表	令和 7 年 12 月上旬	入札参加表明書の受付期限	令和 7 年 12 月下旬	入札参加表明書の確認結果の通知	令和 8 年 3 月中旬	技術提案書の受付	令和 8 年 4 月中旬	技術対話	令和 8 年 5 月下旬	改善技術提案書の受付	令和 8 年 7 月上旬	落札候補者の選定	令和 8 年 7 月上旬	一般競争入札参加資格確認申請書の受付	令和 8 年 7 月中旬	落札者の決定・公表	令和 8 年 7 月下旬	建設工事 （設計・施工） 請負契約（仮契約）の締結	令和 8 年 9 月	建設工事 （設計・施工） 請負契約（本契約）の締結
時期	内容																																																																									
令和 7 年 7 月 18 日(金)	実施方針の公表																																																																									
令和 7 年 7 月 31 日(木)	実施方針に関する質問意見書の受付期限																																																																									
令和 7 年 8 月 15 日(金)	実施方針に関する質問意見に対する回答書の公表																																																																									
令和 7 年 9 月下旬	入札公告																																																																									
令和 7 年 10 月中旬	入札説明書等に関する質問書の受付期限																																																																									
令和 7 年 11 月上旬	入札説明書等に関する質問回答書の公表																																																																									
令和 7 年 11 月下旬	入札参加表明書の受付期限																																																																									
令和 7 年 12 月上旬	入札参加表明書の確認結果の通知																																																																									
令和 8 年 3 月上旬	技術提案書の受付																																																																									
令和 8 年 4 月中旬	技術対話																																																																									
令和 8 年 5 月下旬	改善技術提案書の受付																																																																									
令和 8 年 7 月上旬	落札候補者の選定																																																																									
令和 8 年 7 月上旬	一般競争入札参加資格確認申請書の受付																																																																									
令和 8 年 7 月中旬	落札者の決定・公表																																																																									
令和 8 年 7 月下旬	建設工事（設計・施工）請負契約（仮契約）の締結																																																																									
令和 8 年 10 月	建設工事（設計・施工）請負契約（本契約）の締結																																																																									
時期	内容																																																																									
令和 7 年 7 月 18 日(金)	実施方針の公表																																																																									
令和 7 年 7 月 31 日(木)	実施方針に関する質問意見書の受付期限																																																																									
令和 7 年 8 月 15 日(金)	実施方針に関する質問意見に対する回答書の公表																																																																									
令和 7 年 10 月 20 日(月)	入札公告																																																																									
令和 7 年 11 月上旬	入札説明書等に関する質問書の受付期限																																																																									
令和 7 年 11 月中旬	入札説明書等に関する質問回答書の公表																																																																									
令和 7 年 12 月上旬	入札参加表明書の受付期限																																																																									
令和 7 年 12 月下旬	入札参加表明書の確認結果の通知																																																																									
令和 8 年 3 月中旬	技術提案書の受付																																																																									
令和 8 年 4 月中旬	技術対話																																																																									
令和 8 年 5 月下旬	改善技術提案書の受付																																																																									
令和 8 年 7 月上旬	落札候補者の選定																																																																									
令和 8 年 7 月上旬	一般競争入札参加資格確認申請書の受付																																																																									
令和 8 年 7 月中旬	落札者の決定・公表																																																																									
令和 8 年 7 月下旬	建設工事 （設計・施工） 請負契約（仮契約）の締結																																																																									
令和 8 年 9 月	建設工事 （設計・施工） 請負契約（本契約）の締結																																																																									

岡山市新庁舎周辺施設整備事業
実施方針 新旧対照表

11	6	第 2	3	(1) 入札参加者の構成等	ウ 入札参加者は以下の定義によって分類される。 (ア) 代表構成員：構成員を代表して入札手続き・契約手続き等を行う企業をいう。（以下、本章にて同様とする。） (イ) その他構成員：(ア)以外の構成員であり、入札参加資格確認対象の企業をいう。	ウ 入札参加者の構成員のうち、構成員を代表して入札手続き・契約手続き等を行う企業を代表構成員という。また、代表構成員以外の構成員をその他構成員という。 入札参加者は以下の定義によって分類される。 (ア) 代表構成員：構成員を代表して入札手続き・契約手続き等を行う企業をいう。（以下、本章にて同様とする。） (イ) その他構成員：(ア)以外の構成員であり、入札参加資格確認対象の企業をいう。
12	6	第 2	3	(1) 入札参加者の構成等 エ	(ア) 代表者が同じ法人又は個人が、他の入札参加者の構成員となっている者。	(ア) 構成員となる企業の代表者が同じ場合は、同一の入札において、共同企業体の構成員として 2 者以上参加できない。 代表者が同じ法人又は個人が、他の入札参加者の構成員となっている者。
13	6	第 2	3	(1) 入札参加者の構成等	オ 入札参加者は、建設 JV を結成して参加し、全ての構成員が建設 JV に出資すること。なお、構成員の企業数の上限は任意とする。	オ 入札参加者は、建設 JV を結成して参加し、全ての構成員が建設 JV に出資すること。また、出資比率は問わない。なお、構成員の企業数の上限は任意とする。
14	6	第 2	3	(1) 入札参加者の構成等	カ 代表構成員は構成員中最大の出資者とし、全ての構成員は均等割の 10 分の 6 以上の出資比率であるものとする。	カ 代表構成員は構成員中最大の出資者とする。 七、全ての構成員は均等割の 10 分の 6 以上の出資比率であるものとする。

岡山市新庁舎周辺施設整備事業
実施方針 新旧対照表

15	6	第 2	3	(2) 共通の参加 資格要件	エ 参加資格要件に示す技術者を、契約時から配置すること。なお、建設業務については契約時から「第 1/1/(8)/エ 事業期間及び事業スケジュール（予定）」に示す技術者専任時期までは非専任で配置することができる。	エ 参加資格要件に示す技術者を、契約時から配置すること。なお、建設業務については契約時から「第 1/1/(8)/ オ 実施内容及び実施期間 エ 事業期間及び事業スケジュール（予定）」に示す技術者専任時期までは非専任で配置することができる。
16	7	第 2	3	(2) 共通の参加 資格要件 オ	(エ) 市発注の建設コンサルタント業務等において岡山市建設コンサルタント業務等低入札価格調査実施要綱第 4 条に規定する調査基準価格未満で応札したことにより、入札参加制限を受けている者。	(エ) 市発注の建設コンサルタント業務等において岡山市建設コンサルタント業務等低入札価格調査実施要綱第 4 条に規定する調査基準価格未満で応札したことにより、入札参加制限を受けている者。
17	7	第 2	3	(2) 共通の参加 資格要件 オ	(オ) 市が本事業に係るアドバイザー業務を委託している者及びそのものと当該アドバイザー業務において提携関係にある者若しくは提携関係にあった者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。この場合において、「資本面において関連のある者」とは、当該企業の総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。なお、本事業に関し、市のアドバイザー業務を行う者は以下のとおりである。	(イオ) 市が本事業に係るアドバイザー業務を委託している者及びその 者も と当該アドバイザー業務において提携関係にある者 若しくは提携関係にあった者 、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。この場合において、「当該アドバイザー業務において提携関係にある者」とは、当該アドバイザー業務の下請企業として業務に携わっている者をいい、「資本面において関連のある者」とは、当該企業の総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。な

岡山市新庁舎周辺施設整備事業
実施方針 新旧対照表

					・株式会社長大 東京都中央区日本橋蛸殻町 1 丁目 20 番 4 号 ・はぜのき法律事務所 東京都中央区築地 2 丁目 3 番 4 号メトロシティ築地新富町 601 号	お、本事業に関し、市のアドバイザリー業務を行う者及びアドバイザリー業務の下請企業として業務に携わっている者は以下のとおりである。 ・株式会社長大 東京都中央区日本橋蛸殻町 1 丁目 20 番 4 号 ・はぜのき法律事務所 東京都中央区築地 2 丁目 3 番 4 号メトロシティ築地新富町 601 号
18	7	第 2	3	(3) 設計企業の参加資格要件	ア 建築設計企業 建築設計企業は、次の要件を全て満たすこと。なお、建築設計企業が複数の場合は、いずれか 1 者が次の要件を全て満たし、その他企業は(ア)及び(オ)を満たすこと。	ア 建築設計企業 建築設計企業は、次の要件を全て満たすこと。なお、建築設計企業が複数の場合は、いずれか 1 者が次の要件を全て満たし、その他企業は(ア)及び(オ)を満たすこと。また、(イ)及び(ウ)の業務を一つの実績で満たす必要はない。
19	8	第 2	3	(3) 設計企業の参加資格要件	(オ) 建築設計企業の構成員となる企業に 3 か月以上継続して所属していることが確認できる一級建築士を、設計業務のために 4 名以上配置すること。建築設計企業が複数の場合は、企業毎に 1 名以上配置すること。また、(エ)の管理技術者（設計）を兼ねることができる。	(オ) 建築設計企業の構成員となる企業に 3 か月以上継続して所属していることが確認できる一級建築士を、設計業務のために 4 名以上配置すること。建築設計企業が複数の場合は、企業毎に 1 名以上配置すること。また、(エ)の管理技術者（設計）を兼ねることができる（(エ)の要件とあわせ、最低 6 名の一級建築士の配置を必要とする）。

岡山市新庁舎周辺施設整備事業
実施方針 新旧対照表

20	9	第 2	3	(4) 建設企業の 参加資格要件 ア	(ウ) 解体工事企業の構成員となる企業に 3 か月以上継続して所属していることが確認できる建設業法における解体工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ講習を修了している者を本事業に配置すること。なお、「第 1/1/(8)/エ 事業期間及び事業スケジュール（予定）」に示す、旧本庁舎解体撤去工事の技術者専任時期より専任で配置すること。	(ウ) 解体工事企業の構成員となる企業に 3 か月以上継続して所属していることが確認できる建設業法における解体工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ講習を修了している者を本事業に配置すること。なお、「第 1/1/(8)/ オ 実施内容及び実施期間 エ 事業期間及び事業スケジュール （予定）」に示す、旧本庁舎解体撤去工事の技術者専任時期から より 専任で配置すること。
21	9	第 2	3	(4) 建設企業の 参加資格要件 ア	(イ) 1 棟で下記 a から c を全て満たす建築物の解体する工事を元請で契約し、平成 22 年 4 月 1 日以降に完成・引渡し完了した実績を有すること。 （建築一式工事、解体工事又はとび・土工・コンクリート工事に限る。）（※共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が均等割の 10 分の 6 以上のものに限り、実績として認める。） a. 鉄骨鉄筋コンクリート造 b. 1 棟あたりの延べ面積が 13,900 m ² 以上 c. 地下の階数が 1 以上、地上 5 階以上	(イ) 入札参加表明書の提出期限において 、1 棟で下記 a から c を全て満たす建築物の解体する工事を元請で契約し、平成 22 年 4 月 1 日以降に完成・引渡し完了した実績を有すること。（建築一式工事、解体工事又はとび・土工・コンクリート工事に限る。）（※共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が均等割の 10 分の 6 以上のものに限り、実績として認める。） a. 鉄骨鉄筋コンクリート造 b. 1 棟あたりの延べ面積が 13,900 m ² 以上 c. 地下の階数が 1 以上、地上 5 階以上
22	9	第 2	3	(4) 建設企業の 参加資格要件 イ	(ウ) 建築工事企業の構成員となる企業に 3 か月以上継続して所属していることが確認できる建設業法における建築工事業に係る監理技術者資格者証の交付	(ウ) 建築工事企業の構成員となる企業に 3 か月以上継続して所属していることが確認できる建設業法における建築工事業に係る監理技術者資格者証の交付

岡山市新庁舎周辺施設整備事業
実施方針 新旧対照表

					を受けており、かつ講習を修了している者を本事業に配置すること。なお、「第 1/1/(8)/エ 事業期間及び事業スケジュール（予定）」に示す、周辺施設整備工事の建設業務（建築、電気設備、機械設備、造園）の技術者専任時期より専任で配置すること。	を受けており、かつ講習を修了している者を本事業に配置すること。なお、「第 1/1/(8)/ オ 実施内容及び実施期間 エ 事業期間及び事業スケジュール （予定）」に示す、周辺施設整備工事の建設業務（建築、電気設備、機械設備、造園）の技術者専任時期 からオ 専任で配置すること。
23	9	第 2	3	(4) 建設企業の参加資格要件 イ	(オ) 一級建築士の資格を有する者を雇用していること。	(オ) 建築工事企業の構成員となる企業に 3 か月以上継続して所属していることが確認できる一級建築士の資格を有する者を雇用していること。
24	9	第 2	3	(4) 建設企業の参加資格要件 イ	-	(カ) 公告に定める開札日時点において、建築工事企業の構成員となる企業に 3 か月以上継続して所属していることが確認できる現場代理人を配置すること。なお、議決予定日において、他の工事に配置していないこと。
25	10	第 2	3	(4) 建設企業の参加資格要件 ウ	(イ) 入札参加表明書の提出期限日において、有効な最新の経審における電気工事の総合評定値が 920 点以上であること。	(イ) 入札参加表明書の提出期限日において、有効な最新の経審における電気工事の総合評定値が 920 点 （電気設備工事企業の構成員が 2 以上の場合は総合評定値が 1 番高くなる者を除き 810 点） 以上であること。
26	10	第 2	3	(4) 建設企業の参加資格要件 ウ	(ウ) 電気設備工事企業の構成員となる企業に 3 か月以上継続して所属していることが確認できる建設業法における電気工事業に係る監理技術者資格者証の	(ウ) 電気設備工事企業の構成員となる企業に 3 か月以上継続して所属していることが確認できる建設業法における電気工事業に係る監理技術者資格者証の

岡山市新庁舎周辺施設整備事業
実施方針 新旧対照表

					交付を受けており、かつ講習を修了している者を本事業に配置すること。なお、「第 1/1/(8)/エ 事業期間及び事業スケジュール（予定）」に示す、周辺施設整備工事の建設業務（建築、電気設備、機械設備、造園）の技術者専任時期より専任で配置すること。	交付を受けており、かつ講習を修了している者を本事業に配置すること。なお、「第 1/1/(8)/ オ 実施内容及び実施期間 エ 事業期間及び事業スケジュール （予定）」に示す、周辺施設整備工事の建設業務（建築、電気設備、機械設備、造園）の技術者専任時期から オ 専任で配置すること。
27	10	第 2	3	(4) 建設企業の参加資格要件 エ	(イ) 入札参加表明書の提出期限日において、有効な最新の経審における管工事の総合評定値が 910 点以上であること。	(イ) 入札参加表明書の提出期限日において、有効な最新の経審における管工事の総合評定値が 910 点（機械設備工事企業の構成員が 2 以上の場合は総合評定値が 1 番高くなる者を除き 770 点）以上であること。
28	10	第 2	3	(4) 建設企業の参加資格要件 エ	(ウ) 機械設備工事企業の構成員となる企業に 3 か月以上継続して所属していることが確認できる建設業法における管工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ講習を修了している者を本事業に配置すること。なお、「第 1/1/(8)/エ 事業期間及び事業スケジュール（予定）」に示す、周辺施設整備工事の建設業務（建築、電気設備、機械設備、造園）の技術者専任時期より専任で配置すること。	(ウ) 機械設備工事企業の構成員となる企業に 3 か月以上継続して所属していることが確認できる建設業法における管工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ講習を修了している者を本事業に配置すること。なお、「第 1/1/(8)/ オ 実施内容及び実施期間 エ 事業期間及び事業スケジュール （予定）」に示す、周辺施設整備工事の建設業務（建築、電気設備、機械設備、造園）の技術者専任時期から オ 専任で配置すること。

岡山市新庁舎周辺施設整備事業
実施方針 新旧対照表

29	11	第 2	3	(4) 建設企業の 参加資格要件 オ	(ウ) 造園工事企業の構成員となる企業に 3 か月以上継続して所属していることが確認できる建設業法における造園工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ講習を修了している者を本事業に配置すること。なお、「第 1/1/(8)/エ 事業期間及び事業スケジュール（予定）」に示す、周辺施設整備工事の建設業務（建築、電気設備、機械設備、造園）の技術者専任時期より専任で配置すること。	(ウ) 造園工事企業の構成員となる企業に 3 か月以上継続して所属していることが確認できる建設業法における造園工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ講習を修了している者を本事業に配置すること。なお、「第 1/1/(8)/オ 実施内容及び実施期間エ事業期間及び事業スケジュール（予定）」に示す、周辺施設整備工事の建設業務（建築、電気設備、機械設備、造園）の技術者専任時期からオ専任で配置すること。
30	11	第 2	3	(4) 建設企業の 参加資格要件 カ	(イ) 入札参加表明書の提出期限日において、有効な最新の経審における舗装工事の総合評定値が 1,080 点以上であること。	(イ) 入札参加表明書の提出期限日において、有効な最新の経審における舗装工事の総合評定値が 790±080 点以上であること。
31	11	第 2	3	(4) 建設企業の 参加資格要件 カ	-	(ウ) 道路工事企業の構成員となる企業に 3 か月以上継続して所属していることが確認できるオペレータ資格取得者を 3 人以上有する者を雇用していること。（岡山市建設工事競争入札参加資格要件の設定に関する要綱第 3 条第 1 項第 9 号キの規定による。）
32	11	第 2	3	(4) 建設企業の 参加資格要件 カ	(ウ) 道路工事企業の構成員となる企業に 3 か月以上継続して所属していることが確認できる建設業法における舗装工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ講習を修了している者を本事業	(イウ) 道路工事企業の構成員となる企業に 3 か月以上継続して所属していることが確認できる建設業法における舗装工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ講習を修了している者を本事業

岡山市新庁舎周辺施設整備事業
実施方針 新旧対照表

					に配置すること。なお、「第 1/1/(8)/エ 事業期間及び事業スケジュール（予定）」に示す、周辺道路整備工事の建設業務（道路）の技術者専任時期より専任で配置すること。	に配置すること。なお、「第 1/1/(8)/オ 実施内容及び実施期間エ 事業期間及び事業スケジュール （予定）」に示す、周辺道路整備工事の建設業務（道路）の技術者専任時期 から より 専任で配置すること。
33	12	第 3	4	リスクが顕在化した場合の費用負担の方法	4 リスクが顕在化した場合の費用負担の方法 市又は事業者のいずれかが責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその責任を負う者が全額負担するものとする。また、市及び事業者が分担して責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、入札説明書等において示す。なお、詳細については本事業の建設工事（設計・施工）請負契約書（案）において示す。	4 リスクが顕在化した場合の費用負担の方法 市又は事業者のいずれかが責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその責任を負う者が全額負担するものとする。また、市及び事業者が分担して責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、入札説明書等において示す。なお、詳細については本事業の建設工事 （設計・施工） 請負契約書（案）において示す。
34	12	第 3	5	市による事業実施状況の監視（市のモニタリング）	市は、事業者が実施する業務内容・成果について、定期的にモニタリングを行い、事業者もセルフモニタリングを行う。なお、具体的なモニタリング方法等については、本事業の要求水準書に示す。 また、事業者の業務内容・成果が要求水準書又は事業者の提案内容を十分に達せられない場合、市は、	5 市による事業実施状況の監視（市のモニタリング） 市は、事業者が実施する業務内容・成果について、定期的にモニタリングを行い、事業者もセルフモニタリングを行う。なお、具体的なモニタリング方法等については、本事業の要求水準書に示す。 また、事業者の業務内容・成果が要求水準書又は事業者の提案内容を十分に達せられない場合、市は、

岡山市新庁舎周辺施設整備事業
実施方針 新旧対照表

					事業者に対して是正勧告を行い、修復策の提出・実施を求めるとともに、必要に応じて、業務の対価の減額等を行うことができることとする。減額等の方法については、本事業の建設工事（設計・施工）請負契約書（案）に示す。	事業者に対して是正勧告を行い、修復策の提出・実施を求めるとともに、必要に応じて、業務の対価の減額等を行うことができることとする。減額等の方法については、本事業の建設工事 （設計・施工） 請負契約書（案）に示す。
35	15	第 5	3	当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	(2) 一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、市及び事業者は、本事業の契約を解除することができる。詳細については入札公告時において建設工事（設計・施工）請負契約書（案）に示す。	(2) 一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、市及び事業者は、本事業の契約を解除することができる。詳細については入札公告時において建設工事 （設計・施工） 請負契約書（案）に示す。
36	15	第 5	4	その他	(1) その他、本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、建設工事（設計・施工）請負契約書（案）に示す。	(1) その他、本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、建設工事 （設計・施工） 請負契約書（案）に示す。
37	16	第 7	4	実施方針に関する問合せ先	岡山市総務局総務部新庁舎整備課 〒700-8544 岡山県岡山市北区大供一丁目 1 番 1 号 電話：086-803-1151 / FAX：086-803-1141 E-mail：shinchousha@city.okayama.lg.jp	岡山市総務局総務部新庁舎整備課 〒700-8544 岡山県岡山市北区大供一丁目 1 番 1 号 電話：086-803-1151 / FAX：086-803-1141 E-mail：shinchousha@city.okayama lg .jp